

第二章 災害・事故

第一節 台風

本村は、昭和五十年(一九七五)の台風六号と、翌五十一年の台風一七号の襲来によって、未曾有の大災害を体験した。台風六号では、尊い人命が失われている。このとき以来、台風による大災害は起こっていない。

ただし、平成六年(一九九四)の台風二六号の襲来で、一人の人命が失われている。増水した貞光川に、明渡橋のたもとから転落。延べ六〇三人による捜索隊が、吉野川本流までを一週間にわたって捜索したが、手がかりすらなく打ち切られた。その二か月後、貞光川の通称・犬の墓下というところで遺体が発見された。

ここに、台風六号と台風一七号の状況について記録し、災害の予防には細心の注意を払い、心の備えをおこたらないよう記憶にとどめたい。

一 昭和五十年の台風六号

昭和五十年(一九七五)八月二十三日、午前一時すぎに阿南市の蒲生田崎に上陸した台風六号により、村は未曾有の大きな災害を受けた。台風が中心が県下に上陸したのは、昭和四十年(一九六五)以来の一〇年ぶりだった。

台風六号は兩台風で、剣山を中心に八〇〇ミリを超す大量の雨を降らせた。最大雨量が一時間に九六ミリを記録するような集中的な豪雨により、一字や剪宇地区では尊い生命が犠牲になった。また、村内各地で家屋や道路の流失・崩壊が起こり、交通途絶、停電、電話不通により孤立状態に至った。

村の災害対策本部は、県警や自衛隊に救援を要請し、道路や住居などの応急的な復旧を急いで、陸の孤島状況の打

開をはかった。この災害で、一字村は災害救助法の適用を受け、激甚災害地に指定された。長い歴史をもつ本村の最大の台風災害といわれている。

〔台風六号来襲の状況〕

八月二十二日 一字村災害対策本部設置

午前〇時三〇分、貞光川が増水。避難命令を発令

二十三日 午前一時〜二時、増水により家屋流出。剪定・一字地区で死者が出る

県警機動隊五〇人が救援で来村。災害救助法適用

二十四日 午後二時三〇分、陸上自衛隊空輸ヘリが到着し、救援物資搬入

午後五時、善通寺駐屯陸上自衛隊二六〇人が救援に来村

二十五日 自衛隊救援が活動を開始。村の消防団が出動

武市県知事がヘリで被災地視察

二十八日 自衛隊延べ一九〇〇人と、車両一六〇台を投入した救援活動が終わる

九月九日 自民党災害特別対策委員会が被災地視察

【翌五十一年二月二十四日 一字村は激甚災害地の指定を受ける】

〔人的被害〕

死者 五人(剪宇地区二人、一字地区三人)

重軽傷者 八人

〔住居被害〕

住居流出 一〇世帯 三〇人

全 壊 二九世帯 八二人

半 壊 一七世帯 五五人
 床下浸水 九九世帯 三四五人
 床上浸水 七一世帯 二二七人

二 昭和五十一年の台風一七号

前年、台風六号により大災害をこうむり、その復旧作業が急ピッチで進む途上、ふたたび台風一七号が来襲。村内いたるところで災害を受け、住民の財産や公共施設などに甚大な損害が発生した。

雨台風一七号は、雨雲を数日間にわたり停滞させ、各地に大雨を降らせた。河川の増水や地すべりのため、住居の全半壊があいつぎ、当初、被災者は対処すべき術を失い放心状態であった。しかし、前年の台風の教訓を生かし、人的災害が出なかったことが救いであった。

●被害の状況

〔住居被害〕

(居 住)

(非居住)

全 壊	四五世帯	一四六人	八世帯
半 壊	一二世帯	四一人	三世帯
床上浸水	六世帯	二五人	
床下浸水	一六世帯	六二人	一世帯
〔その他の被害〕			
農道決壊	一五箇所		

林道決壊	六箇所
地すべり	二五箇所
林地崩壊	三三二箇所
耕地流失	一二五〇ヘクタール
	四〇ヘクタール

第二節 火 災

村内で発生した火災は、表のとおりだが、平成十年(一九九八)九月の木地屋で発生した民家火災では、消化しやうとした高齢者が生命を失った。

また、平成八年(一九九六)五月に、九藤中で発生した山林火災は、県下で発生した山林火災史に残るような規模の災害となった。消失面積は一二五ヘクタール(後の消防防災安全課発表では九一ヘクタール)におよび、貴重な財産が失われた。

村では、このような災害が二度と起きないように、平成十年(一九九八)から、九藤中山林火災の発生した五月六日を防火予防デーとして、毎年消火訓練、広報活動を行なっている。

翌年の平成十一年には、剣山スキー場において県防災ヘリコプターを使用した訓練と広報活動も行なった。